

日本における自然災害による権利喪失について

3月11日、日本を襲った大地震と津波は、数多くの人命と想像を絶する損害をもたらしました。

ノルウェー産業財産庁は、日本国特許庁よりこの例外的状況に関する問い合わせを受けております。日本の出願者や代理人は、海外の官庁等に連絡を取ったり期限を順守したりする上で困難に直面しております。ノルウェー産業財産庁は、今回の自然災害の結果としての権利喪失を避けるため、以下の救済措置を取ることを決定いたしました。

・ノルウェー産業財産庁は、同庁により設定され3月11日から3月31日の間に終了する全ての手続期限を、本来の有効期限日より2ヶ月間同庁の裁量で延長するものとし、これには、何等かの影響を受け且つ同庁で手続中の当事者であり日本国内に居住するか又は登録事務所を有する者が含まれる。

期限を徒過したために権利が失われた場合、もし当該知的財産権の出願者又は所有者が状況により当然必要とされる全ての注意を払った上で懈怠された行為の遂行を当該期限の不履行原因が除かれた日から2週間以内且つ当該期限の終了後遅くとも4ヶ月以内（意匠および商標）あるいは一年以内（特許）に完了すれば、それらの権利は要求があれば回復可能です。

当然の注意が払われたかどうかの評価において、地震・津波を含む不可抗力に関する基準には、合法的基準が確実に適用されます。権利の回復申請は事案ごとに検討され、裁量権は出来得るならば好意的に行使されます。